福島県議会タブレット端末賃貸借契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）との間で、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借物件）

第１条　乙は、別紙「福島県議会タブレット端末賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める物件（以下「賃貸借物件」という。）を、甲に賃貸するものとする。

（賃貸借期間）

第２条　この契約に係る賃貸借の期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月 31 日までとする。

（賃貸借物件の納入及び検査）

第３条　乙は，令和９年４月１日までに、仕様書に定める通信回線等の付与及び初期設定を実施の上、甲に賃貸借物件を納入するものとし，甲は乙から納入の通知があったときは速やかに検査を行うものとする。

２　前項の検査に不合格となったときは，乙は直ちに良品と交換し再度甲の検査を受けるものとする。

３　納入に要する費用はすべて乙の負担とする。

（賃借料）

第４条　賃借料の額は、○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○○○円）とする。

（賃借料の支払い）

第５条　この契約において甲が乙に支払う月ごとの賃借料は別表１のとおりとし、乙は、毎月 10 日までに、前月分の賃借料を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理した日から 30 日以内に乙に対して賃借料を支払うものとする。

３　甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による支払いを遅延したときは、乙は甲に対し、前項の期間満了の翌日から起算して支払日の日まで、年 3.0％の割合で算定した額（100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを請求できるものとする。

（契約保証金）

第６条　乙は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

２　乙は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。

３　乙は、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）（以下「財務規則」という。）第 228 条第２項に規定する担保の提供をもって第１項の契約保証金の納付に代えることができる。

４　甲は、乙が財務規則第 229 条第１項各号の規定に該当すると認めるときは、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

（契約不適合責任）

第７条　甲は、引き渡された賃貸借物件が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その賃貸借物件の引渡しを受けた後１年以内に限り、乙に対して賃貸借物件の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは賃借料の減額のいずれか、又は賃貸借物件の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び賃借料の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

（天災地変、不可抗力による無償延期等）

第８条　天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、本契約の全部若しくは一部の履行に遅延をきたし、又は、不能となったときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

（有償延期及び遅延利息）

第９条　乙の責めに帰すべき事由により、期限内に賃貸借物件の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納入期限の延長を申し出なければならない。

２　前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

３　甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

４　第２項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に年 3.0％の割合で算定した額（100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数

金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

５　前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

（甲の解除権）

第 10 条　甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの契約を誠実に履行する意志がないと認められたとき。

(3) 乙が解除を申し出たとき。

(4) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第５号）第４条各号に該当する者）に、契約代金債権を譲渡したとき。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に

対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(7) その他この契約を存続しがたい事由が生じたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 11 条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の１を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第９条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第１項の違約金に当初の納入期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 3.0％の割合で算定した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（乙の解除権）

第 12 条　乙は、甲がこの契約違反したとき、この契約を解除することができる。

２　甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、甲、乙協議の上定めるものとする。

（一般的損害）

第 13 条　賃貸借物件の引渡し前に、賃貸借物件に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第１項又は第２項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、

甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 14 条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　前２項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

（談合による損害賠償）

第 15 条　甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の２に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第１号又は第２号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第６項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙又はその役員若しくは使用人に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により算定した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第 16 条　この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを賃借料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

２　甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況につい

て質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3　甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（善良な管理者としての義務）

第 17 条　甲は賃貸借物件の使用、維持に当たり、善良な管理者としての注意義務を払わなければならない。

（賃貸借物件の返還等）

第 18 条　甲は、賃貸借期間の満了又は契約の解除により賃貸借物件を返還する場合は、通常使用による損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。

2　乙は、賃貸借物件の引き取りに当たって、賃貸借物件に記録された甲に係る一切の情報を完全に消去するものとし、その費用は乙が負担する。

（一括再委託の禁止）

第 19 条　乙は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2　乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3　甲は、乙に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求できる。

（契約の変更）

第 20 条　天災地変その他不測の事故又は経済情勢の激変等により、契約内容が著しく不適当と認めるに至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手方と協議の上、契約内容を変更することができる。

2　甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上これを定めるものとする。

2　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議の上定めるものとする。

（代表者変更の届出）

第 21 条　乙は、代表者に変更があったときは、遅滞なくその旨を甲に書面で届出なければならない。

（秘密の保持）

第 22 条　乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

２　乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（個人情報）

第 23 条　乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 24 条　乙は、この契約による業務を行うに当たって、暴力団又は暴力団員から不当な介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

（契約外の事項）

第 25 条　この契約の定めにない事項、その他疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 26 条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各々１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲　福島県福島市杉妻町２番 16 号
福島県
福島県知事　内堀　雅雄

乙　○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○
○○○○　○○　○○

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

２　乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第３　乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第５　乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第６　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第７　乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

２　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第８　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

２　乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

３　乙は、第１項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第９　乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

（調査監督等）

第 10　甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

２　乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

（指示）

第 11　甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

（再委託の禁止）

第 12　乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

２　乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（労働者派遣契約）

第 13　乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

（損害賠償）

第 14　乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

２　前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第 15　業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注　「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。